

事業名	事業概要	実施主体
難病患者地域支援対策推進事業 在宅療養支援計画策定・評価事業	在宅の重症難病患者の療養を支援するため、保健所が医療及び福祉関係者の協力を得て、保健・医療・福祉にわたる各種サービスの効果的な提供を行うための計画策定等を行う。	都道府県・保健所政令市・特別区
訪問相談事業	在宅の重症難病患者・家族の精神的負担の軽減を図るため、保健所が保健師、看護師等有資格者及び経験者を派遣して訪問相談や情報提供等を行う。	都道府県・保健所政令市・特別区
医療相談事業	専門医、看護師、ケースワーカー等により構成された相談班を設置し、都道府県自ら又は適当な団体に委託し、会場を設定して医療相談を実施する。	都道府県・保健所政令市・特別区
訪問指導事業（訪問診療）	専門医、主治医、保健師、看護師、理学療法士等による診療班を設置し、都道府県自ら又は適当な団体に委託し、在宅療養患者を訪問して診療、療養指導を実施する。	都道府県・保健所政令市・特別区
神経難病患者在宅医療支援事業	担当医が診療に際して疑問を抱いた場合等、緊急に厚生労働省が指定する神経難病の専門医と連絡を取れる体制を整備するとともに、担当医の要請に応じて、都道府県が専門医を中心とした在宅療養支援チームを派遣することができる体制を整備する。	都道府県
難病患者認定適正化事業	難治性疾患克服研究事業の対象患者の認定業務の効率化を図るとともに、難病患者データベースの構築を行って、事業を推進する。	都道府県
難病対策地域協議会の設置	医療（難病医療拠点病院、難病医療コーディネーターなど）、福祉（障害者地域支援センターなど）、保健（都道府県難病対策主管課など）、就労（障害者就労支援センターなど）などで構成された協議会を設置する。	都道府県・保健所

<注>平成25年4月1日から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」障害者総合支援法において、障害者及び障害児の定義に難病等が追加されたことに伴い、難病患者等に対するホームヘルプサービス事業、短期入所事業、日常生活用具給付事業については、障害福祉サービスとして実施されている。なお、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業については従来そのまま行われている。